

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の 臨時的な取り扱いについて

2020年12月15日に、厚労省から事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)」が発出されました。6歳未満の乳幼児に対する外来診療において、乳幼児感染予防策加算(100点)が算定できること、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の入院を受け入れ医療機関で算定できる点数が示されました。

なお、この臨時的な取扱いは**12月15日から**となり、2021年2月診療分までの措置とされていますが、3月診療分以降については次年度予算編成過程において検討されるとしています。算定については以下をご参照ください。

1. 6歳未満の乳幼児に対する算定点数について

(1) 算定点数

6歳未満の乳幼児に対して、特に必要な感染症対策を講じ、患者又は家族等に対して院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明した上で診療を行い、「**初診料**」「**再診料**」「**外来診療料**」「**小児科外来診療料**」「**小児かかりつけ診療料**」を算定する場合、要件を満たして算定する加算点数とは別に、「乳幼児感染予防策加算(100点)」を算定することができる。

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
A999-00	乳幼児感染予防策加算(初診料・診療報酬上臨時的取扱)	100点	111013970
A999-00	乳幼児感染予防策加算(再診料・外来診療料・診療報酬上臨時的取扱)	100点	112023970
B999-00	乳幼児感染予防策加算(小児科外来診療料等・診療報酬上臨時的取扱)	100点	113033270

(2) 留意事項

- ①「特に必要な感染予防策」とは、「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症2019(COVID-19)診療指針・第1版(小児COVID-19合同学会ワーキンググループ)」を参考に、院内感染予防策等に留意した対応を行うこととされている。

〔院内感染防止等に留意した対応の例〕

- ・一人の患者毎に手指消毒を実施すること。
- ・家庭内・保育所内等での感染徴候のある人の有無を把握すること。
- ・手指の高頻度接触面などを定期的に清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所を重点的に行うこと。

- ②電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合は、算定できない。

2. 転院を受け入れた保険医療機関における算定点数について

(1) 算定点数

新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じ、患者又は家族等に対してその趣旨等について十分に説明し入院診療を行った場合、いずれの入院料を算定する場合であっても、「**二類感染症患者入院診療加算(診療報酬上臨時的取扱)(750点)**」を算定できる。

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
A210-00	二類感染症患者入院診療加算(診療報酬上臨時的取扱)	750点	190232670

(2) 留意事項

転移先医療機関において再発等がなく、傷病名として「新型コロナウイルス感染症」の記載がされない場合でも750点が算定できる。なおレセプトの摘要欄に、新型コロナウイルス感染症から回復した患者である旨を記載する。